

佐那河内村

高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年3月

目 次

第1章 計画の概要とめざす方向	1
1 計画の策定趣旨と概要	1
(1)計画策定の背景と目的	1
(2)計画の性格	2
(3)基本指針	3
2 計画の推進方針	4
(1)介護予防・健康づくりの推進	4
(2)保険者機能の強化	4
(3)地域包括ケアシステムの推進	4
(4)認知症施策の総合的な推進	4
(5)持続可能な制度の構築・介護現場の革新	4
第2章 佐那河内村の高齢者を取り巻く状況	5
1 人口動向等	5
(1)高齢者人口	5
(2)要介護認定者数	6
2 介護保険事業の状況	7
(1)給付実績の推移	7
(2)給付実績値と計画値の比較	8
(3)サービス別利用者数の推移	9
3 アンケート調査結果	10
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要	10
(2)調査結果の概要	11
第3章 高齢者施策の基本方向	18
1 基本理念	18
2 重点課題・基本方向	19
(1)重点課題	19
(2)基本的視点	20
(3)基本目標と指標の設定	21
3 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定	22
4 施策の体系	23

目 次

第4章 介護保険サービスの推進と事業運営	24
1 介護保険サービスの充実	24
(1)居宅サービス	24
(2)地域密着型サービス	26
(3)施設サービス	27
2 介護保険事業の円滑な運用	29
(1)低所得者対策	29
(2)介護サービスの質の向上	29
第5章 健康支援と介護予防の推進	31
1 健康づくりの支援	31
(1)健康増進事業	31
(2)健診事業	32
(3)健康づくり活動	33
2 地域支援事業による介護予防の推進	34
(1)一般介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	34
(2)介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	35
(3)包括的支援事業	36
(4)生活支援サービスの充実・強化	37
(5)任意事業	37
(6)その他の地域支援事業	38
3 認知症施策の推進	39
(1)普及啓発・本人発信支援	39
(2)認知症予防	40
(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	40
(4)若年性認知症の人への支援・社会参加支援	41
第6章 高齢者の力を活かす、高齢者を支える取組みの推進	43
1 地域での自立した暮らしを支援するサービスの推進	43
(1)地域で自立した生活を支援するサービス	43
(2)その他の福祉サービス	44
(3)村社会福祉協議会の活動支援	45
2 高齢者の元気・やる気を伸ばす活動の推進	47

目 次

(1)生涯学習・生きがい活動.....	47
(2)社会参加の促進	48
3 高齢者を支える環境づくりの推進	49
(1)高齢者の活動に配慮したまちづくりの促進	49
(2)地域の見守り活動の推進.....	50
(3)地域包括ケアシステムの推進	50
第7章 サービス・事業量の見込みと給付費の推計	51
1 介護保険サービス量の見込み	51
(1)介護予防サービス量の見込み	51
(2)介護サービス量の見込み	52
2 介護保険給付費等の見込み	53
(1)予防給付費	54
(2)介護給付費	55
(3)標準給付費	56
(4)地域支援事業費	56
(5)サービス給付費総額.....	56
3 第1号被保険者介護保険料の設定.....	57
(1)介護保険財源の負担割合	57
(2)介護保険料の設定	58
第8章 推進体制	59
1 連携・協力の確保	59
2 計画の評価・管理	59

第1章 計画の概要とめざす方向

1 計画の策定趣旨と概要

(1) 計画策定の背景と目的

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるのに伴い、本村においても、今後ますます高齢化が進行していくことが予測されています。

高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待などの問題、高齢者の看取りや人生の最終段階における意思決定支援などへの対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間も増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、全ての人が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進していくことが必要になります。

この仕組みを構築していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めることが重要視されています。

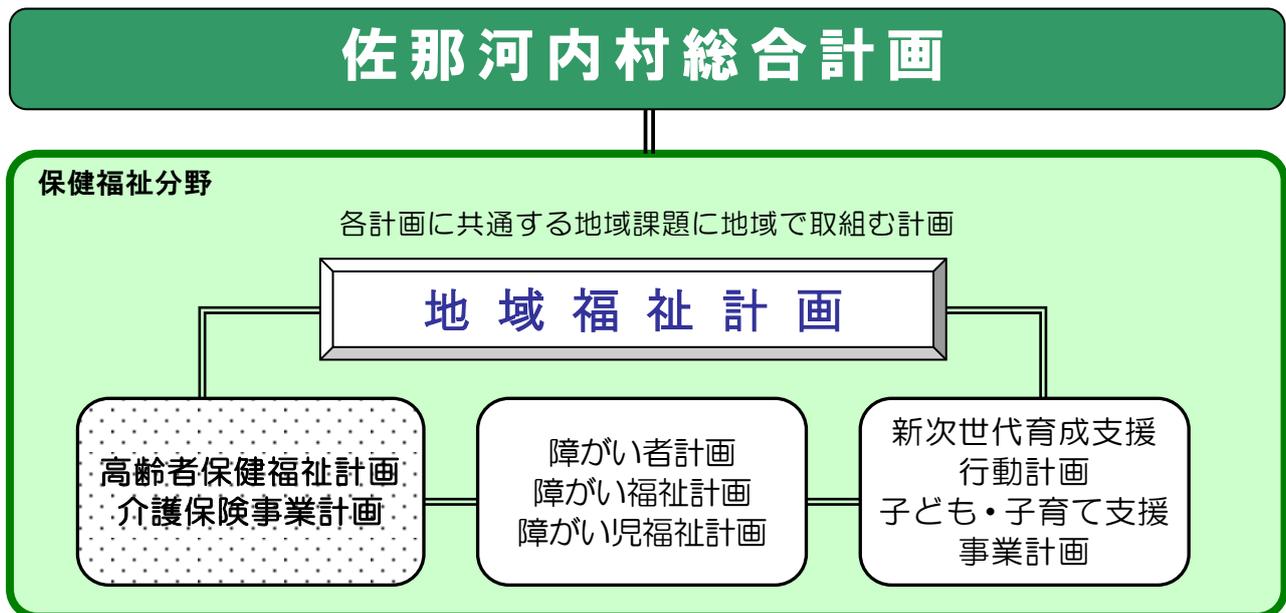
こうした背景を踏まえ、本村は「佐那河内村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）」を策定し、基本指針の内容に円滑に対応するとともに、2040年を見据えて、地域包括ケアシステムを構成する「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の整備・充実のための取組みや、認知症施策の推進、保険者機能の強化などを総合的に図っていきます。

(2) 計画の性格

① 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画です。

本村では、65 歳以上の高齢者を計画対象に、健康づくり、いきがいつくり、生活支援等「高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るための計画」として策定します。このため、村の総合計画や地域福祉計画で関連する村の保健・福祉分野の計画及び方針との整合を図ります。



② 計画期間

本計画（第 8 期）は、令和 3 年度を初年度とし、令和 5 年度を目標年度とします。

また、本計画は、社会情勢の急速な変化の中で、効果的に実現するよう、計画の現状・成果を点検し、3 年ごとに計画の内容を見直していきます。このため、次期計画は令和 5 年度に見直しを行い、令和 6 年度から令和 8 年度までの計画を策定します。

< 計画期間 >

平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
第 7 期計画								
			本計画期間 (第 8 期)					
						第 9 期計画		

(3) 基本指針

国では、市町村の第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

<第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の国の基本指針(抜粋)>

1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
2. 地域共生社会の実現
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
7. 災害や感染症対策に係る体制整備

2 計画の推進方針

(1) 介護予防・健康づくりの推進

社会の活力を維持、向上させていくためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。その前提として、介護保険制度としても、特に介護予防・健康づくりを強化して、健康寿命の延伸を図る取組を推進していきます。

(2) 保険者機能の強化

自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進するにあたっては、保険者機能強化推進交付金の評価も活用しながら、実施状況の検証を行って取組内容の改善を行うなど、PDCAサイクルを適切に回しながら実施するとともに、介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報など）の利活用を推進していきます。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムは、住民の安全・安心・健康を脅かす、急病や病態の急変、虐待、ひきこもり、地域での孤立等、様々な問題に対応するサービスが、日常生活圏域内の様々な社会資源の組み合わせによって、24時間 365 日を通じて提供される仕組みを目指しており、引き続き、この構築の取組を推進していきます。

(4) 認知症施策の総合的な推進

認知症の人の数は、2025 年には約 700 万人（約 20%）となると推計され、65 歳以上高齢者の約 5 人に 1 人が認知症になると見込まれています。令和元年 6 月に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していきます。

(5) 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

2040 年を展望すると、今まで以上に現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となります。引き続き、多様な人材の確保・育成や離職防止・定着促進を進めていくとともに、介護サービスの質や安全性の確保に留意しながら、肉体的負担を軽減する介護ロボットや、文書負担軽減のための ICT の活用を推進していきます。

第2章 佐那河内村の高齢者を取り巻く状況

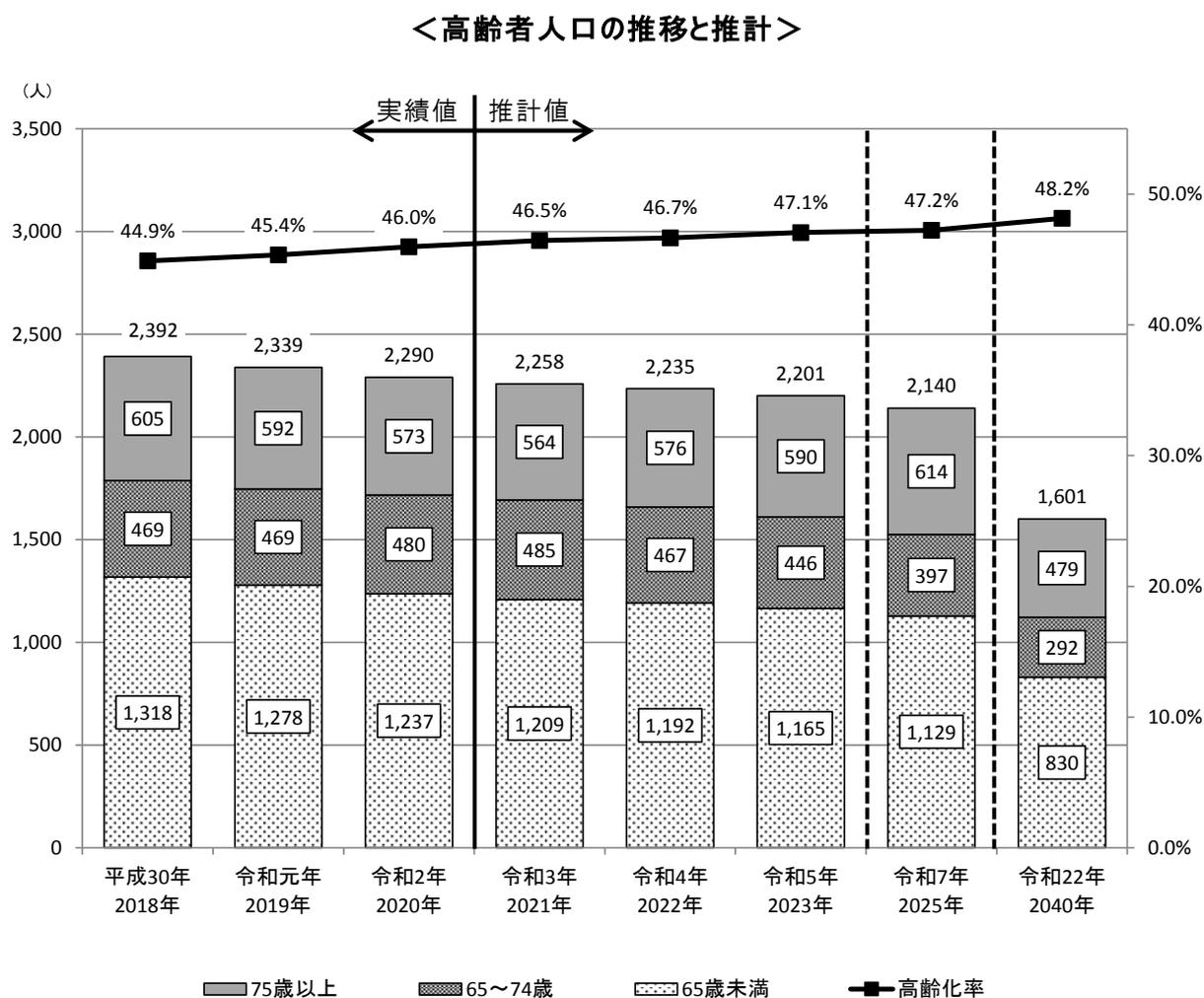
1 人口動向等

(1) 高齢者人口

将来人口の推計にあたっては、住民基本台帳による各年3月末の性別・1歳別の人口データを現況データとして採用し、推計手法としてはコーホート法を用いています。

高齢化が進行していますが、65歳未満人口とともに高齢者人口も減少傾向となっています。令和5年の人口は2,201人となる推計で、平成30年と比較して、191人減少する見込みとなっています。

高齢化率は令和2年で46%であり、令和22年には約50%になる見込みとなっています。



(出典) 平成30年から令和2年: 「住民基本台帳(各年3月末)」 / 令和3年以降: コーホート法による推計値

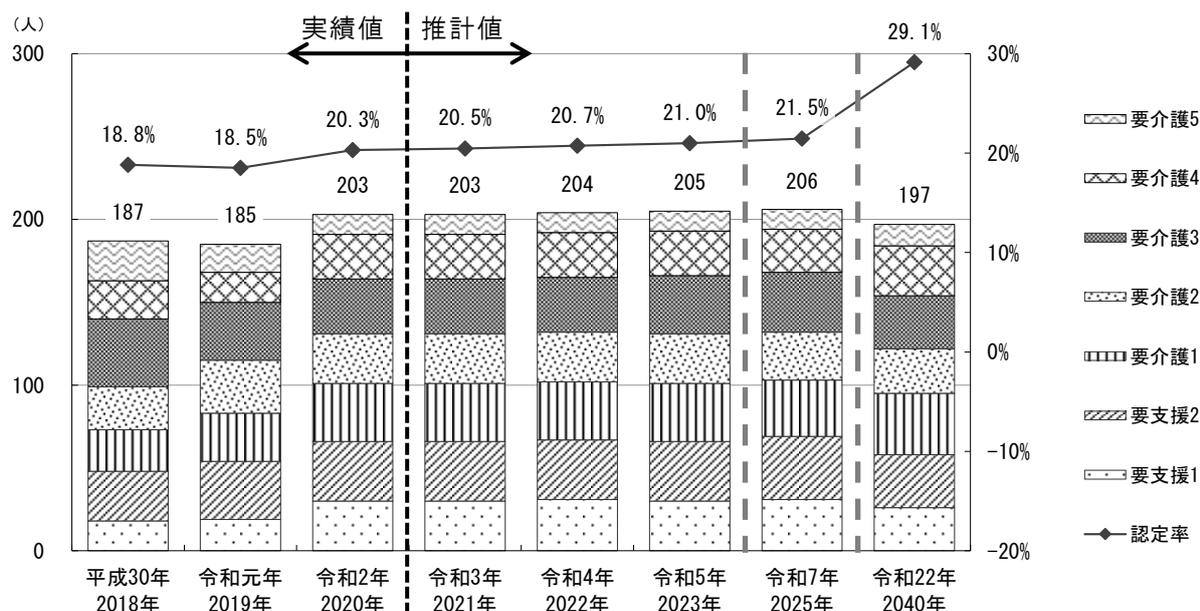
(2) 要介護認定者数

要介護認定者数については、令和2年で203人、令和22年で197人となっており、おおよそ横ばい傾向で推移していくことが予測されています。

第1号被保険者に対する要介護認定者の比率（認定率）については、令和2年で20.3%、令和5年で21.0%、令和22年で29.1%となっており、増加傾向で推移していくことが予測されています。

＜介護別認定者数と認定率の推移と推計＞

	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和7年 2025年	令和22年 2040年
認定者数(人)	187	185	203	203	204	205	206	197
要支援1	18	19	30	30	31	30	31	26
要支援2	30	35	36	36	36	36	38	32
要介護1	25	29	35	35	35	35	34	37
要介護2	26	32	30	30	30	30	29	27
要介護3	41	35	33	33	33	35	36	32
要介護4	23	18	27	27	27	27	26	30
要介護5	24	17	12	12	12	12	12	13
認定率 (%)	18.8	18.5	20.3	20.5	20.7	21.0	21.5	29.1



平成30年～令和2年は実績値（各年3月末現在）／令和7年、令和22年は見える化システムによる推計値

2 介護保険事業の状況

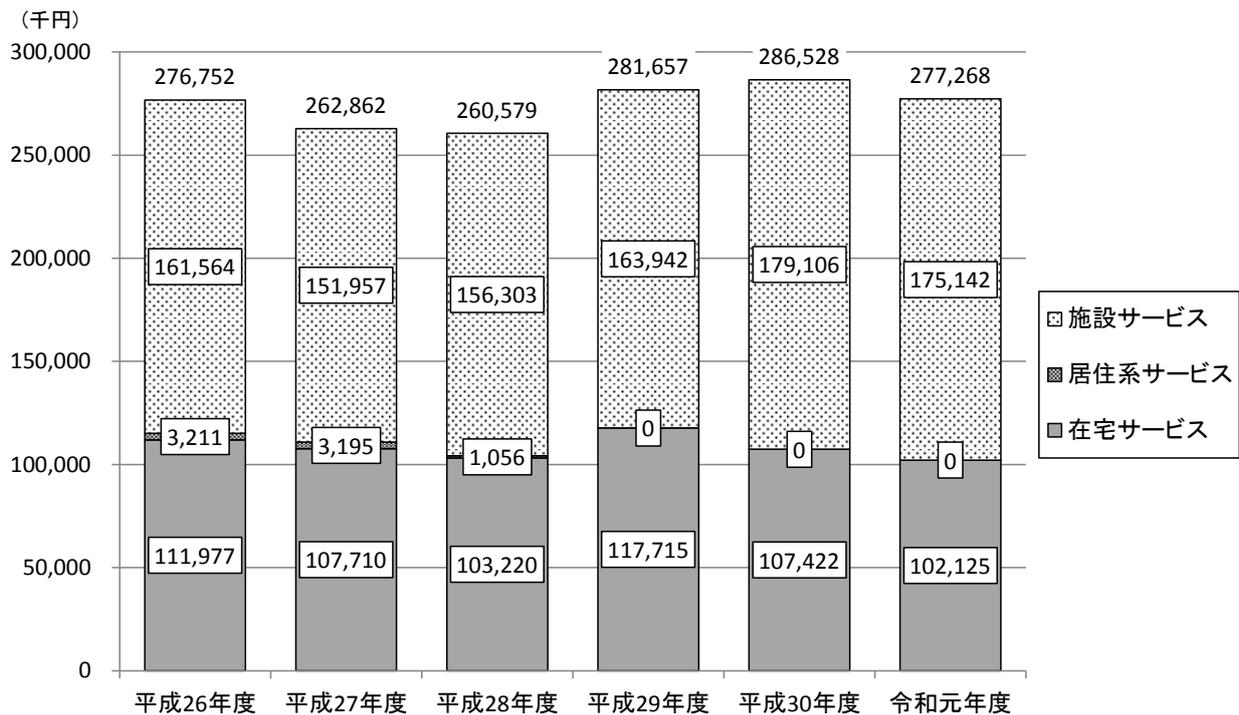
(1) 給付実績の推移

給付費は、年度によってばらつきはありますが、おおよそ横ばい傾向で推移しています。

居住系サービスは、平成 29 年度から利用実績がありませんでした。

<給付実績の推移>

(千円)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施設サービス	161,564	151,957	156,303	163,942	179,106	175,142
居住系サービス	3,211	3,195	1,056	0	0	0
在宅サービス	111,977	107,710	103,220	117,715	107,422	102,125
合計	276,752	262,862	260,579	281,657	286,528	277,268



【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

(2) 給付実績値と計画値の比較

総給付費の実績値と計画値の比は 106%となっています。

実績値と計画値を比較して 130%を超えているサービスは、「介護療養型医療施設」、「訪問リハビリテーション」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」となっています。

一方、計画値を大きく下回っているサービスは、「介護医療院」、「訪問入浴介護」、「認知症対応型通所介護」となっています。

<給付実績値と計画値の比較>

(千円)		令和元年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
施設サービス	小計	175,142	161,308	109%
	介護老人福祉施設	119,232	106,214	112%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-
	介護老人保健施設	28,257	28,974	98%
	介護医療院	1,679	18,120	9%
	介護療養型医療施設	25,974	8,000	325%
居住系サービス	小計	0	0	-
	特定施設入居者生活介護	0	0	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	0	0	-
在宅サービス	小計	102,125	99,074	103%
	訪問介護	5,130	6,942	74%
	訪問入浴介護	900	1,834	49%
	訪問看護	6,484	8,468	77%
	訪問リハビリテーション	3,128	1,710	183%
	居宅療養管理指導	356	511	70%
	通所介護	35,870	26,651	135%
	地域密着型通所介護	0	0	-
	通所リハビリテーション	8,147	4,853	168%
	短期入所生活介護	21,264	28,759	74%
	短期入所療養介護(老健)	2,099	0	-
	短期入所療養介護(病院等)	149	0	-
	福祉用具貸与	5,827	5,420	108%
	特定福祉用具販売	312	360	87%
	住宅改修	745	720	103%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	-
	認知症対応型通所介護	142	958	15%
	小規模多機能型居宅介護	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-
介護予防支援・居宅介護支援	11,572	11,888	97%	
合計(総給付費)		277,268	260,382	106%

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(3) サービス別利用者数の推移

全体として減少傾向もしくは横ばい傾向で推移していますが、「介護医療院」、「訪問リハビリテーション」、「通所リハビリテーション」、「短期入所療養介護（老健、病院等）」は、増加傾向となっています。

<サービス別の利用実績の推移>

(人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	傾 向
施設 サービス	介護老人福祉施設	441	457	464	518	490	横ばい
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	—
	介護老人保健施設	142	121	131	125	103	減少
	介護医療院	—	—	—	0	7	増加
	介護療養型医療施設	37	72	63	62	70	横ばい
居住系 サービス	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	—
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	—
	認知症対応型共同生活介護	12	4	0	0	0	減少
在宅 サービス	訪問介護	267	144	142	135	144	横ばい
	訪問入浴介護	42	39	36	26	10	減少
	訪問看護	259	260	186	150	160	減少
	訪問リハビリテーション	15	57	85	68	110	増加
	居宅療養管理指導	71	54	52	61	61	横ばい
	通所介護	843	452	514	555	534	横ばい
	地域密着型通所介護	—	0	0	0	0	—
	通所リハビリテーション	56	58	61	80	105	増加
	短期入所生活介護	163	181	245	216	180	横ばい
	短期入所療養介護(老健)	0	0	3	9	11	増加
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	2	増加
	福祉用具貸与	405	427	470	479	490	横ばい
	特定福祉用具販売	7	12	11	9	16	横ばい
	住宅改修	10	9	9	12	12	横ばい
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	—
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	—
	認知症対応型通所介護	0	6	11	0	1	減少
	小規模多機能型居宅介護	2	5	2	2	0	減少
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	—
	介護予防支援・居宅介護支援	1,282	1,033	1,122	1,059	1,073	横ばい

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

3 アンケート調査結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

① 調査の目的

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する基礎資料とするため、村内にお住まいの65歳以上の方を対象に、令和2年5月に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

② 調査期間・方法

令和2年5月・郵送法

③ 配布・回収数

- 配布数：906票
- 回収数：602票
- 回収率：66.4%

④ 留意点

- 設問のなかには前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。
- 設問には1つのみ答える単数回答（SA：シングルアンサー）と、複数回答（MA：マルチアンサー）があります。
- 割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100.0%にならないものがあります。

(2) 調査結果の概要

① 運動機能について

以下の5つの設問は、運動機能の低下を問う設問です。

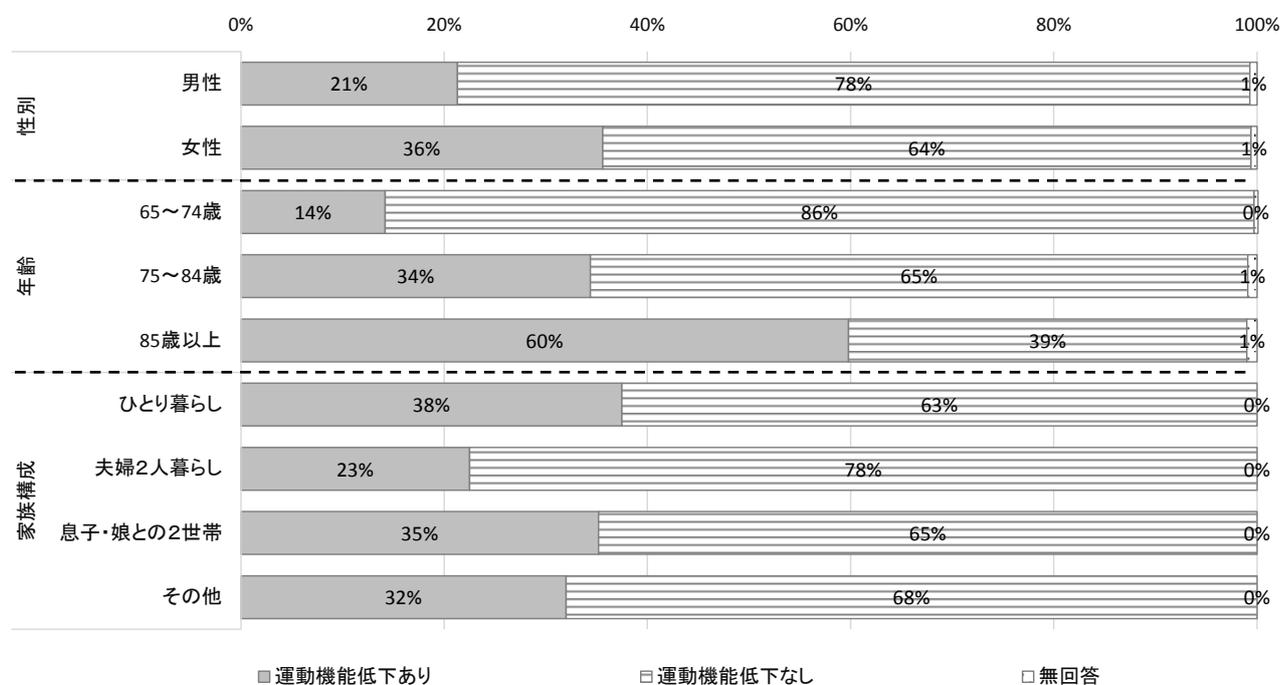
この設問で3問以上、該当する選択肢（表の網掛け箇所）が回答された場合は、運動器機能の低下している高齢者になります。

No	設問内容	選択肢
(1)	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
(2)	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
(3)	15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
(4)	過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
(5)	転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

○「運動機能低下あり」の割合について

- 男性と比べて女性の方が、割合が高くなっています。
- 年齢に比例して、割合が高くなっています。
- 家族構成では、「ひとり暮らし」が38%で最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が35%となっています。

	人数(人)	割合(%)		
		運動機能低下あり	運動機能低下なし	無回答
全体	602	29.2	70.1	0.7
男性	268	21.3	78.0	0.7
女性	334	35.6	63.8	0.6
65～74歳	282	14.2	85.5	0.4
75～84歳	218	34.4	64.7	0.9
85歳以上	102	59.8	39.2	1.0
ひとり暮らし	72	37.5	62.5	0.0
夫婦2人暮らし	236	22.5	77.5	0.0
息子・娘との2世帯	162	35.2	64.8	0.0
その他	122	32.0	68.0	0.0



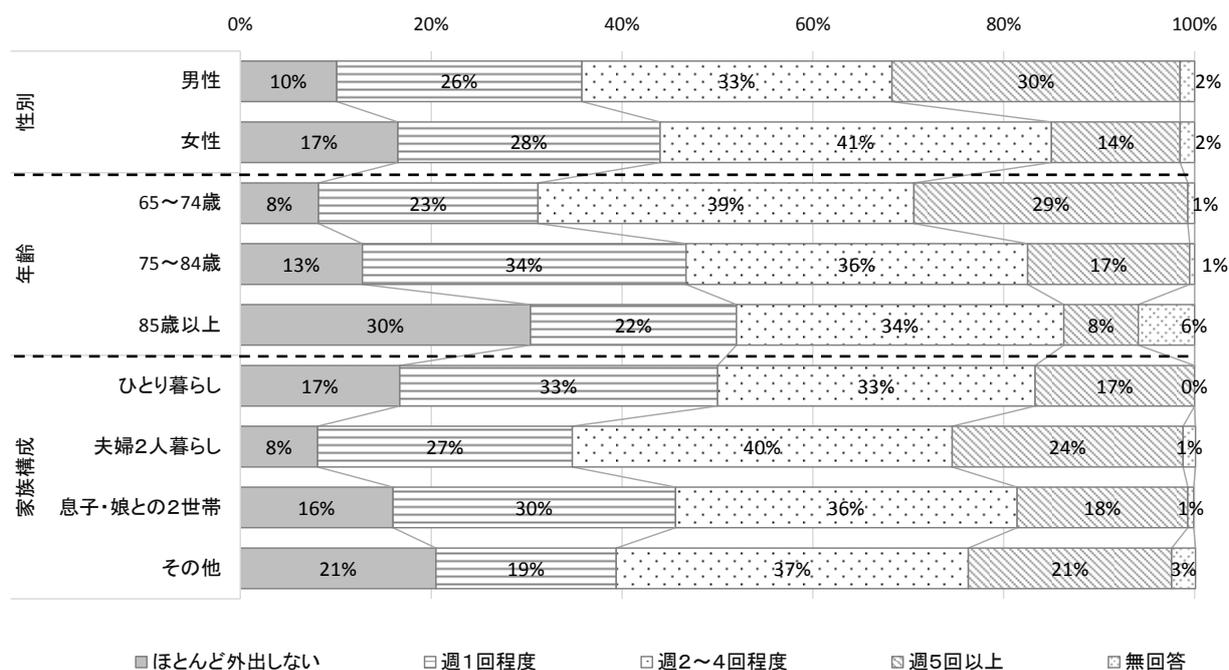
② 外出について

○「ほとんど外出しない」割合について

- 男性と比べて女性の方が、割合が高くなっています。
- 年齢に比例して、割合が高くなっています。
- 家族構成では、「その他」が21%で最も高くなっている一方で、「夫婦2人暮らし」が8%で最も低くなっています。

◆週に1回以上は外出していますか

	人数(人)	割合(%)				
		ほとんど外出しない	週1回程度	週2~4回程度	週5回以上	無回答
全体	602	13.6	26.7	37.2	20.9	1.5
男性	268	10.1	25.7	32.5	30.2	1.5
女性	334	16.5	27.5	41.0	13.5	1.5
65~74歳	282	8.2	23.0	39.4	28.7	0.7
75~84歳	218	12.8	33.9	35.8	17.0	0.5
85歳以上	102	30.4	21.6	34.3	7.8	5.9
ひとり暮らし	72	16.7	33.3	33.3	16.7	0.0
夫婦2人暮らし	236	8.1	26.7	39.8	24.2	1.3
息子・娘との2世帯	162	16.0	29.6	35.8	17.9	0.6
その他	122	20.5	18.9	36.9	21.3	2.5



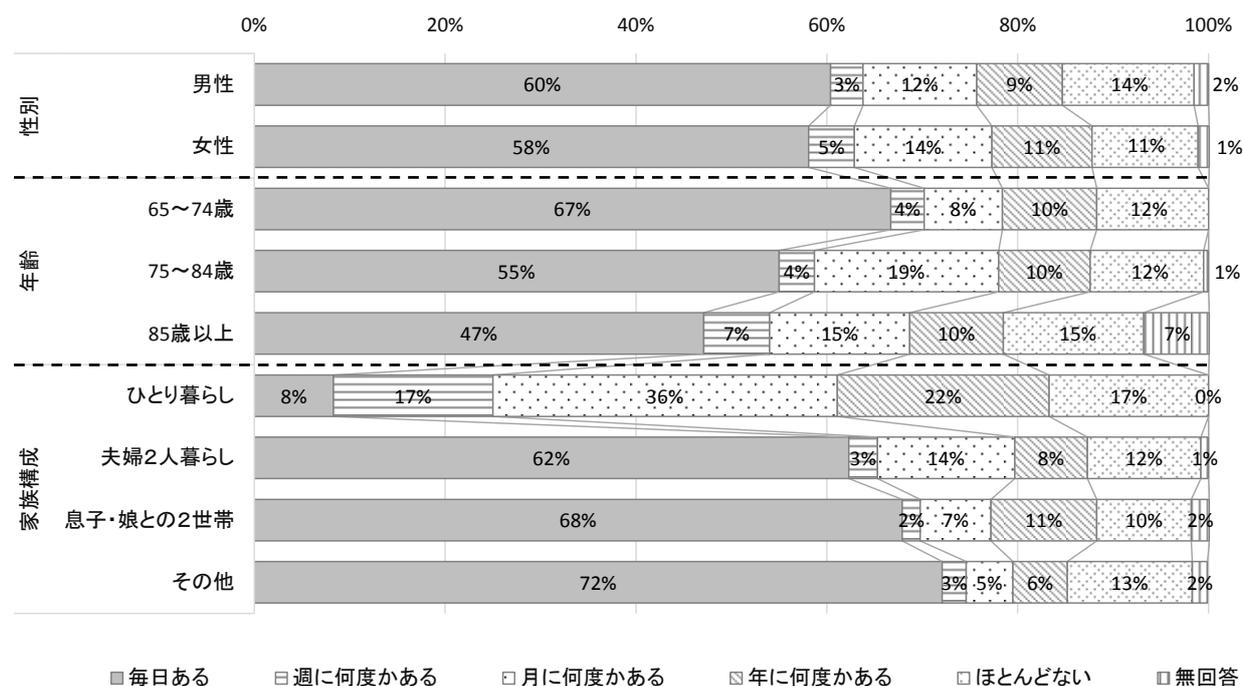
③ 食事の状況について

○どなたかと食事をとにもする機会が「毎日ある」割合について

- 性別による差はほとんどありません。
- 年齢に比例して、割合が低くなっています。
- 家族構成では、「その他」が72%で最も高くなっている一方で、「ひとり暮らし」が8%で最も低くなっています。

◆どなたかと食事をとにもする機会がありますか

	人数 (人)	割合(%)					
		毎日ある	週に何 度かある	月に何 度かある	年に何 度かある	ほとんど ない	無回答
全体	602	59.1	4.2	13.3	9.8	12.3	1.3
男性	268	60.4	3.4	11.9	9.0	13.8	1.5
女性	334	58.1	4.8	14.4	10.5	11.1	1.2
65～74歳	282	66.7	3.5	8.2	9.9	11.7	0.0
75～84歳	218	55.0	3.7	19.3	9.6	11.9	0.5
85歳以上	102	47.1	6.9	14.7	9.8	14.7	6.9
ひとり暮らし	72	8.3	16.7	36.1	22.2	16.7	0.0
夫婦2人暮らし	236	62.3	3.0	14.4	7.6	11.9	0.8
息子・娘との2世帯	162	67.9	1.9	7.4	11.1	9.9	1.9
その他	122	72.1	2.5	4.9	5.7	13.1	1.6



④ 活動への参加について

○地域住民の有志による活動に、「参加したい（是非参加したい＋参加してもよい）」割合は、『参加者』としてが45%である一方で、『企画・運営（お世話役）』としては24%で約半分となっています。

◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを勧めるとしたら、あなたはその活動に、『参加者』として参加してみたいと思いますか

	人数(人)	割合(%)				
		是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答
全体	602	4.2	40.4	38.7	6.6	10.1
男性	268	4.9	39.2	39.6	4.5	11.9
女性	334	3.6	41.3	38.0	8.4	8.7
65～74 歳	282	5.7	46.8	34.4	7.1	6.0
75～84 歳	218	3.7	38.5	40.4	6.0	11.5
85 歳以上	102	1.0	26.5	47.1	6.9	18.6
ひとり暮らし	72	4.2	37.5	43.1	6.9	8.3
夫婦2人暮らし	236	6.8	39.0	36.0	7.2	11.0
息子・娘との2世帯	162	3.1	42.6	39.5	4.9	9.9
その他	122	0.0	41.0	42.6	7.4	9.0

◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを勧めるとしたら、あなたはその活動に、『企画・運営（お世話役）』として参加してみたいと思いますか

	人数(人)	割合(%)				
		是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答
全体	602	2.2	21.9	59.0	4.7	12.3
男性	268	3.0	29.1	52.2	3.0	12.7
女性	334	1.5	16.2	64.4	6.0	12.0
65～74 歳	282	2.8	28.7	55.3	5.7	7.4
75～84 歳	218	0.9	17.9	61.5	4.6	15.1
85 歳以上	102	2.9	11.8	63.7	2.0	19.6
ひとり暮らし	72	1.4	19.4	62.5	4.2	12.5
夫婦2人暮らし	236	3.4	28.0	51.7	5.9	11.0
息子・娘との2世帯	162	1.9	17.9	61.7	4.9	13.6
その他	122	0.8	14.8	71.3	2.5	10.7

⑤ こころの健康について

以下の2つの設問は、うつ傾向を問う設問です。

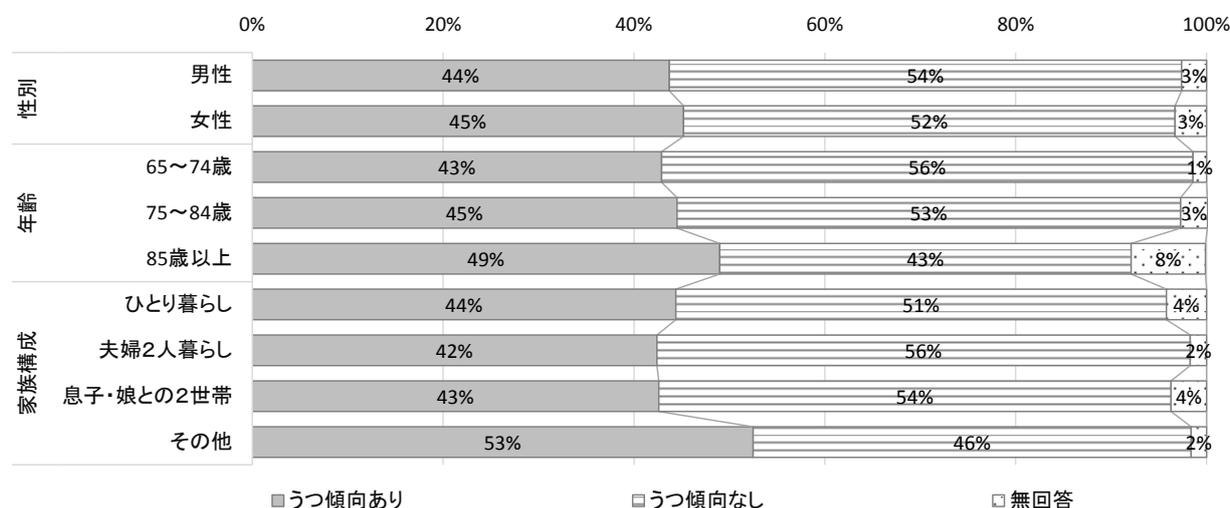
いずれか1つでも「1. はい」に該当する選択肢が回答された場合は、うつ傾向の高齢者になります。

No	設問内容	選択肢
(1)	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい 2. いいえ
(2)	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい 2. いいえ

○ 「うつ傾向あり」の割合について

- 性別による差はほとんどありません。
- 年齢に比例して、割合が高くなっています。
- 家族構成では、「その他」が53%で最も高くなっています。

	人数(人)	割合(%)		
		うつ傾向あり	うつ傾向なし	無回答
全体	602	44.5	52.5	3.0
男性	268	43.7	53.7	2.6
女性	334	45.2	51.5	3.3
65～74歳	282	42.9	55.7	1.4
75～84歳	218	44.5	52.8	2.8
85歳以上	102	49.0	43.1	7.8
ひとり暮らし	72	44.4	51.4	4.2
夫婦2人暮らし	236	42.4	55.9	1.7
息子・娘との2世帯	162	42.6	53.7	3.7
その他	122	52.5	45.9	1.6



⑥ 認知症について

○認知症がある、または家族に認知症の症状がある人の割合は、10%となっています。

○認知症に関する相談窓口を知っている割合は、「65～74 歳」、「75～84 歳」がともに約 25%であるのに対して、「85 歳以上」では 16%となっています。

◆認知症がある、または家族に認知症の症状がある人がいますか

	人数(人)	割合(%)		
		はい	いいえ	無回答
全体	602	10.0	80.4	9.6
男性	268	10.4	79.5	10.1
女性	334	9.6	81.1	9.3
65～74 歳	282	11.3	81.2	7.4
75～84 歳	218	9.2	81.7	9.2
85 歳以上	102	7.8	75.5	16.7
ひとり暮らし	72	4.2	79.2	16.7
夫婦2人暮らし	236	11.0	80.9	8.1
息子・娘との2世帯	162	8.6	80.2	11.1
その他	122	13.9	81.1	4.9

◆認知症に関する相談窓口を知っていますか

	人数(人)	割合(%)		
		はい	いいえ	無回答
全体	602	24.1	66.4	9.5
男性	268	25.4	64.6	10.1
女性	334	23.1	68.0	9.0
65～74 歳	282	25.2	66.7	8.2
75～84 歳	218	26.6	64.7	8.7
85 歳以上	102	15.7	69.6	14.7
ひとり暮らし	72	20.8	62.5	16.7
夫婦2人暮らし	236	23.7	68.2	8.1
息子・娘との2世帯	162	24.1	64.2	11.7
その他	122	27.0	68.9	4.1

第3章 高齢者施策の基本方向

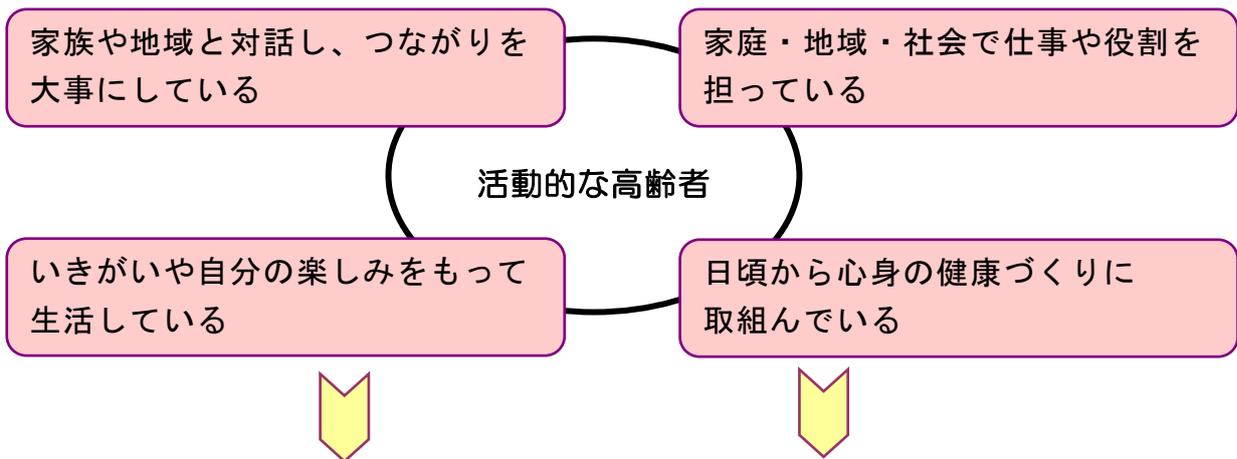
1 基本理念

国では「活動的な85歳」をめざして高齢者対策を進める方針を示しています。本村の現在の高齢者の皆さんの様子から、村がめざす高齢者の姿を描き、施策・事業を推進することが特に重要です。

本村の高齢者の皆さんは、地域や家族とのつながりを大切にして暮らしており、家庭や地域での活動の主要な担い手です。これからも、高齢者の皆さんがさまざまな場面で家庭と地域に力を与える存在であることが、本村のめざす活動的な高齢者の姿であると考えます。

このため、計画の基本理念を『家庭・仲間・地域の輪の中で、高齢者がイキイキしている佐那河内村』と設定し取り組んでいきます。

<佐那河内村の高齢者の姿>



〔計画の基本理念〕

家庭・仲間・地域の輪のなかで、高齢者がイキイキしている佐那河内村

2 重点課題・基本方向

(1) 重点課題

課題 1 地域で暮らすための支援

少子高齢化や核家族化等により、地域や家庭における介護力が低下しています。その一方、高齢者夫婦世帯及び単身世帯は増え続けており、日常生活に不便を感じたり、孤独や寂しさを感じる高齢者も少なくありません。

介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らすことを多くの高齢者が希望しています。このためには、介護保険をはじめとする福祉的サービスの充実と、仲間や地域からの支援も必要です。

このためには、地域包括支援センターを中心にした地域包括ケア体制の確立、認知症高齢者対策、地域で高齢者を支える活動の推進と、安心・安全対策等、暮らしの視点からの支援体系が求められます。

また、医療・福祉・保健分野を中心にその主体性と自立性の尊重を基本としたサービス内容の充実を図るとともに、サービスを提供する福祉人材の確保・定着・人材育成に努めます。

課題 2 自立支援・重度化防止

高齢期に入ると、生活機能の低下や疾病の発症等のリスクが高くなり、症状の悪化等によっては、介護や支援が必要な状態となるおそれがあります。

介護が必要な状態にならないように予防すること、介護が必要な状態を進行させないこと、この両方が自立支援・重度化防止です。介護予防の認識は高まってきてはいますが、さらに多くの高齢者が介護予防を生活に取り入れるように働きかけて、支援していくことが課題です。

特に、地域支援事業では、地域住民と連携し、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進め、介護予防を推進することをめざします。

課題 3 生きがいくくり、地域共生社会づくり

地域のあらゆる住民が「他人事」ではなく「我が事」として、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「丸ごと」支えあう「地域共生社会」の形成を図り、支えあい、認めあいながら、自分らしく活躍し、安心して暮らしていけるまちづくりが必要です。

このためには、高齢者同士や世代を超えた住民がふれあう機会を増やしたり、常会での集まりや役場からの説明の場等を活用して、啓発していきます。また日頃から顔見知りになることで、地域で高齢者を支えたり、地域で高齢者の力を活かす活動につながるよう展開していきます。

そして、このような取組みが高齢者自身の介護予防や元気づくりになるとともに、地域活動の担い手、次世代に伝える担い手として活躍することも期待できます。

(2) 基本的視点

団塊の世代が高齢期を迎えることで高齢化は一層進み、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加が続くことが見込まれます。

あわせて、認知症高齢者、障がいを負った高齢者及び医療的ケア等介護や介助が必要な高齢者が増えていくことが見込まれます。また、高齢者の年齢が上がると介護が必要な状態になる割合も高まることから、中長期的な視点からの高齢者対策が求められます。

このような状況から、高齢者が地域で自立した生活を営めるようにするために、「介護保険サービス」だけではなく、「医療」、「保健・福祉」、「介護予防・生活支援」、「住まい」の視点からサービスを一体化して提供できる「地域包括ケアシステムの構築」を基本視点にして高齢者を支援する体制づくりを進めていくことが課題です。

<地域包括ケアシステムとは>



<地域包括ケアシステムの構成要素>

【すまいとすまい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提である。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要である。

【介護予防・生活支援】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化等があっても尊厳ある生活が継続できるよう介護予防・生活支援を行う。介護予防は、地域支援事業を中心に実施し、生活支援には、食事の準備等、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守り等のインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者には、福祉サービスとしての提供も行う。

【介護・リハビリテーション、医療・看護、保健・福祉】

個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・福祉」が専門職によって提供される(有機的に連携し、一体的に提供)。

【本人・家族の選択と心構え】

「本人の選択」を尊重したうえで、それに対して本人・家族がどのように心構えを持つかが重要である。

(「地域包括ケア研究会報告書」より)

(3) 基本目標と指標の設定

① 介護サービスの推進と介護保険事業運営

予防重視型の介護サービス、利用者と家族が安心して利用できる介護保険サービスとなるように推進します。そして、介護保険事業の適切な運用に努めます。

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
要介護（要支援）認定率	18.5%	18.0%
介護人材の質の向上のための研修会の実施回数	0回	2回
介護給付費適正化に関して取り組んでいる事業数 (主要5事業のうちの事業数)	3事業	4事業

② 健康支援と介護予防の推進

介護予防の実践をめざして、壮年期からの健康づくりと連携して、元気な高齢者への介護予防等年齢や状況に配慮した内容や、楽しさの要素も盛り込み、地域支援事業の展開を図ります。

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	
特定健診の高齢者の受診率	前期高齢者	50.3%	60.0%
	後期高齢者	15.1%	18.0%
生活支援コーディネーターの延べ人数	1人	2人	
認知症サポーターの延べ人数	355人	420人	

③ 高齢者の力を活かす、高齢者を支える取組みの推進

高齢者の元気を地域に活かす仕組みづくりや、支援が必要な高齢者が地域で暮らすための支援等、温かみのあるむらづくりを推進します。

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
通いの場の数	3か所	5か所
シルバー人材センターの就業実人数	35人	40人
避難行動要支援者名簿への延べ登録人数	216人	230人

3 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定

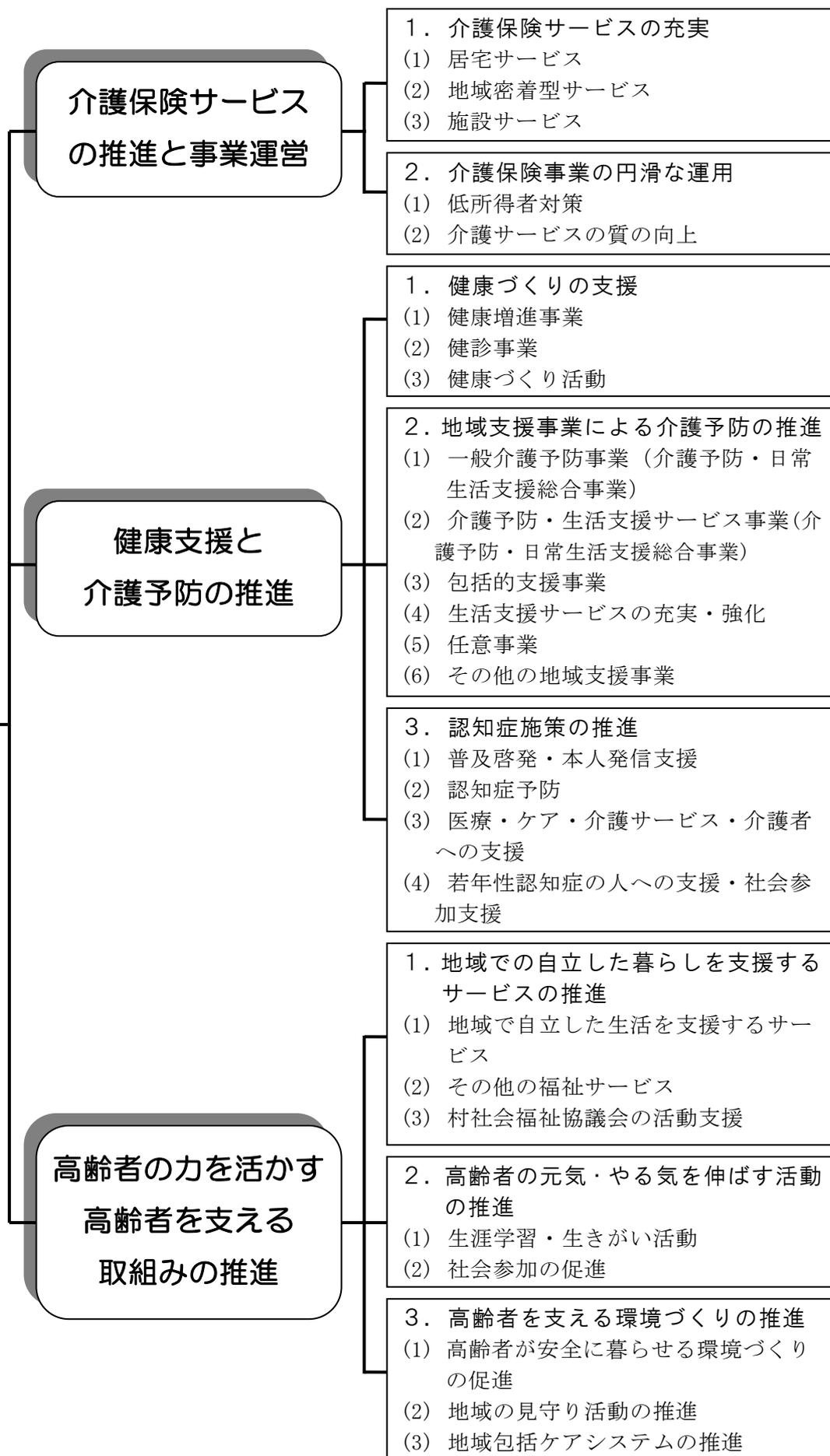
介護予防と地域に密着した介護保険サービスは住み慣れた地域で利用できるようにすることが重要であり、介護サービス基盤の整備単位として日常生活圏域の設定が必要とされています。このため、本村においては日常生活圏域を1圏域に設定します。

また、地域における高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、高齢者が地域で生活できるように、包括的・継続的に支援する拠点機能として、基本的に日常生活圏域ごとに設置されることとなりました。本村では平成21年度から社会福祉法人健詳会に委託して、佐那河内村地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターの業務について、国において示される評価指標に基づき、地域包括支援センターの業務の実施状況や量等の程度を村が把握し、評価・点検を行います。

4 施策の体系

家庭・仲間・地域の輪のなかで、高齢者がイキイキしている佐那河内村



第4章 介護保険サービスの推進と事業運営

1 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護は、訪問介護員が自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行うサービスです。

今後も、事業所との連携によって、サービスを必要としている人が適切に利用できるように努めます。

② 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、浴槽を積んだ移動入浴車で自宅を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

今後も、事業所との連携によりサービスを必要としている人が適切に利用できるように努めます。

③ 訪問看護

訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師等が自宅を訪問し、病状の観察・管理、清拭、じょく瘡の処理、カテーテル等の管理、リハビリテーション、家族への療養上の指導を行うサービスです。

このサービスは、急性期疾患による入院から自宅療養に移行した高齢者や、慢性疾患のある高齢者にとって重要なサービスであり、事業所との連携によって、サービスを必要としている人が適切に利用できるように努めます。

④ 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、リハビリテーション専門職が自宅を訪問し、心身機能の維持回復を図るために理学療法・作業療法によるリハビリテーションを行うサービスです。

骨折・脊椎脊髄疾患・リウマチ等の整形外科疾患の療養・リハビリに対して、各医療機関と連携し、在宅でリハビリを継続できる体制を引き続き確保していきます。

⑤ 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、ねたきり等で通院が困難な要介護者等の自宅に医師、歯科医師、薬剤師等が訪問し、居宅における療養上の管理・指導を行うサービスです。

今後も、このサービスによる適切な療養管理・指導が行われることを促進します。

⑥ 通所介護

通所介護は、健康チェックや入浴、食事などの日常生活の世話や、リハビリなどの機能訓練を日帰りで行います。

今後もこのサービスの利用により、利用者の生活の質（ＱＯＬ）の向上と、生活機能の維持・改善、家族介護者の負担軽減が図られることを促進します。

⑦ 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、入浴、食事の提供、その他日常生活上の支援に加え、理学療法や作業療法による専門的なリハビリテーションを受けるサービスです。

今後もこのサービスの利用により、利用者の生活の質（ＱＯＬ）の向上と、生活機能の維持・改善、家族介護者の負担軽減が図られることを促進します。

⑧ 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴、食事等の介護、その他日常生活上の支援などを受けるサービスです。

家族介護者の負担軽減のみならず、在宅療養者の心身のリフレッシュのためにも重要であり、今後も必要な時にサービスが利用できるよう、事業所と連携しながら短期入所枠の確保に努めます。

⑨ 短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設などに短期間入所し、入浴、食事等の介護、その他日常生活上の支援に加え、医学的管理の下でリハビリテーションなどを受けるサービスです。

家族介護者の負担軽減のみならず、在宅療養者の心身のリフレッシュのためにも重要であり、今後も必要な時にサービスが利用できるよう、事業所と連携しながら短期入所枠の確保に努めます。

⑩ 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者の日常生活上の便宜を図るため、車いすや特殊寝台、歩行補助つえなどを貸与するサービスです。要支援者には、日常動作を助けたり、機能訓練するためのつえや歩行器など原則４種類の用具の貸与を行っています。

今後も、このサービスによる生活の質（ＱＯＬ）の向上と、生活機能の維持・改善、家族介護者の負担軽減が図られることを促進します。

⑪ 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、入浴又は排せつ等を補助する福祉用具を購入した場合に、その費用に対して一定の割合で購入費を支給するサービスです。

今後も、このサービスによる生活の質（QOL）の向上と、生活機能の維持・改善、家族介護者の負担軽減が図られることを促進します。

⑫ 住宅改修費

住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消等、一定の住宅改修をした場合に、その費用の一部を支給するサービスです。

今後も、事業所との連携によりサービスを必要としている人が適切に利用できるように努めます。

⑬ 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、ケアハウスや有料老人ホーム、養護老人ホーム等がそのサービス事業所の指定を受け、入居者に施設内で、介護サービスを提供するものです。

計画で見込んでいみせんでしたが、利用もみられませんでした。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、在宅の要介護者が必要な介護保険サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた計画を作成するものです。介護予防支援は、在宅の要支援者に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成するサービスです。

今後も、介護保険事業所等と連携しながら、介護支援専門員の確保を図り、適切なケアマネジメントが行われるよう働きかけていきます。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護（要支援）者が住み慣れた地域で継続して生活を営むことができるように支えるため、自治体が事業所を指定して身近な地域でサービスを提供するものです。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う地域密着型サービスです。

② 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的巡回による訪問介護と通報による随時対応の訪問介護を組み合わせ提供し、24時間安心して生活できる体制を確保するものですが、中重度者の利用が中心となります。

③ 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症のある高齢者を対象としたデイサービスで、認知症高齢者対策の中でも重要性が増しています。

④ 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を基本に、生活上不安のある場合等には「宿泊」もでき、さらに様態や希望によって「訪問」も受けられる機能を持つサービスです。

⑤ 認知症対応型共同生活介護

認知症の人が少人数で共同生活を送るグループホームに入居し、日常生活上の世話のほか、機能訓練が受けられるサービスです。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供されるサービスです。これにより、利用者はニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービス等の提供を受けられるようになることが期待されています。

⑦ その他

その他の地域密着型サービスである、地域密着型の介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護は、該当施設がないため利用はみられません。

(3) 施設サービス

在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、要介護状態区分等に応じて適切な施設を選択して利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

また、県及び他市町村と連携し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等の情報の共有を図ります。

① 介護老人福祉施設

常に介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者が入所し、介護や日常生活の援助を受ける施設です。

② 介護老人保健施設

症状が安定していて入院の必要がない要介護者が入所し、リハビリテーションや介護、その他日常生活の援助を受ける施設です。

③ 介護療養型医療施設

医療機関にある高齢者用の療養病床のうち、介護保険適用となるものです。

介護療養型医療施設は医療制度改革により、令和5年度末に制度が廃止されます。医療区分の高い入院患者は、「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」や一般病床や医療療養病床、回復期リハビリ病棟などへ、医療区分の低い入院患者は老人保健施設やケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などへの移行が想定されています。

④ 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とする、医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」といった医療サービスと、「自立した日常生活を営むための支援・介助」などの介護サービスをどちらも提供できるのが特徴です。

2 介護保険事業の円滑な運用

(1) 低所得者対策

① 特定入所者介護サービス等給付費

介護保険 3 施設入所者、短期入所の利用者で、利用負担段階が 1～3 の方に国の定める基準費用額と負担限度額の差額を給付します。利用者は負担限度額を事業所に支払う、現物給付を行います。

② 社会福祉法人等減免制度の見直し

社会福祉法人等が行う介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護の各サービスを利用する場合、一定の要件を満たせば利用者負担を減免します。

③ 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費の給付

1 か月あたりの利用者負担額が自己負担上限を超えた場合に給付する高額介護サービス費については、世帯全員が村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額 80 万円以下の方の自己負担額を 15,000 円とし、その差額を給付しています。利用実績を踏まえて計画期間の給付を見込み、適切な対応に努めます。

(2) 介護サービスの質の向上

① 要介護認定

要介護・要支援認定は保険者である佐那河内村がその責任と権限に基づき、一定の基準により確認する行為であり、制度の根幹をなす重要な業務です。

要介護認定審査会は勝浦町・上勝町・佐那河内村介護認定審査会を共同で設置しており、短期間で適正な判定ができるように、認定調査・審査の体制を確保し、適正な認定業務を推進します。

新規申請者は村の調査員が認定調査を行っており、全体的な連携体制のもと適切な対応に努めます。

② 施設における生活環境の向上と多様な住まいの確保

施設サービスの居住性の向上が求められ、暮らしの場と位置づけられるようになり、ユニット化が進められてきました。国の動向等を踏まえながら、施設利用者の状況把握や施設のあり方について、地域包括支援センター運営協議会等で検討・協議します。

③ 情報提供・相談

利用者や家族等からの相談、苦情への対応、利用者・事業所・ケアマネジャーからの相談、情報提供に努めます。

④ 給付適正化・徴収事務の遂行

介護費用の適正化に向けて、給付管理と徴収事務に努めます。

不適切な給付を防ぐため、医療情報や介護給付費給付情報等で定期的に点検し、事業所等へ確認して適切な給付を促進します。

⑤ 介護人材の確保に向けた取組みの推進

介護福祉士等の資格を持っていながら、現在介護サービス事業所等で働いていない「潜在的有資格者」を対象とした介護の現場への再就労を支援する研修や、介護人材のスキルアップを促す研修の実施を検討し、村内の介護サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を促進していきます。

また、離職防止・定着促進を進めていくとともに、介護サービスの質や安全性の確保に留意しながら、肉体的負担を軽減する介護ロボットや、文書負担軽減のための ICT の活用を促進していきます。

さらに、ボランティアポイント制度等の検討を行い、地域で介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組めます。

⑥ 介護保険制度と障がい福祉サービスとの連携

国の地域共生社会の実現に向けた取組みにおいて、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障がい福祉サービス両方の制度に、新たに共生型サービスが位置づけられます。

国における指定基準等の検討状況や当サービスへの事業所の参入意向を把握しつつ、連携を図り検討を進めます。

第5章 健康支援と介護予防の推進

1 健康づくりの支援

(1) 健康増進事業

高齢者の健康づくり施策は地域支援事業で介護予防としての実施を中心に、健康増進事業や健診事業を実施しています。

① 健康教育

健康や介護予防に関する正しい知識の普及を図り、自らの健康管理に役立てることを目的として、実施しています。

高齢者については、地域支援事業として、健康づくりと介護予防の知識の普及を重点に実施しています。今後も参加を呼びかけていきます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	2 回	2 回	2 回	2 回	1 回
参加者数	65 人	72 人	69 人	46 人	15 人

※令和元年度の 2 回目は、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止

② 老人会出前介護講座

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行うことで自らの健康管理に役立てることを目的に実施しています。

高齢者については、地域支援事業として実施しています。今後も参加を呼びかけていきます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	6 回	4 回	1 回	1 回	1 回
参加者数	94 人	70 人	22 人	13 人	37 人

③ 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められた者に対して、保健師等が家庭訪問をしています。

要指導者で訪問による指導が必要なケース等に、訪問指導を実施しました。今後も必要に応じて随時実施できるように取り組みます。

(2) 健診事業

① 特定健康診査等

メタボリックシンドロームに着眼した内容の特定健康診査、特定保健指導を実施しています。75歳以上の高齢者は後期高齢者健診を受診しています。

「健康」の意識づくりは、それぞれのライフステージにおいて取組まれる必要があります。多くの住民が健診を受診してもらえるようにすることが課題であり、健診の大切さと実施方法を周知して、受診率の向上をめざします。

実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定健診受診者	206人	207人	197人	223人	211人
40～64歳	68人	69人	50人	65人	56人
65～74歳	138人	138人	147人	158人	155人
後期高齢者健診	30人	35人	32人	24人	27人

② 骨粗鬆症検診

早期に骨量減少を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とし、40歳以上を対象に実施しています。検診の普及、啓発に努め、今後も引き続き受診を促進します。

実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数	90人	78人	95人	86人	90人

③ がん検診

がん検診の重要性を啓発し、受診を促進します。がんは早期発見により治癒率も高い疾病であることと、健診の大切さを啓発して、受診を促進します。

実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
胃がん検診	162人	148人	137人	120人	118人
大腸がん検診	217人	199人	177人	192人	181人
肺がん検診	205人	192人	182人	169人	183人
乳がん検診	89人	83人	70人	78人	87人
子宮がん検診	94人	80人	79人	87人	90人

(3) 健康づくり活動

① 身体的機能、認知機能等の維持・改善

栄養改善は介護予防事業においても重要な部分であり、食育等の推進も重要な課題となっています。

また、地域の食生活の改善や地域の健康づくり活動には地域との連携・協力が重要です。地域での伝達活動を支援するとともに、介護予防についても連携を図って推進します。

さらに、フレイル^{*}予防、ロコモ^{*}予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防等の効果的な普及啓発を行います。

※ フレイル：

フレイルとは、「Frailty（虚弱）」の日本語訳です。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指しますが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まず、健全な状態に戻ることができる時期ともされています。

※ ロコモ：

運動器症候群（ロコモティブシンドローム）とは、からだを動かすのに必要な運動器に障がいが起こり、「立つ」「歩く」といった動作が困難となり、寝たきりになる危険性が高くなる症状をいいます。高齢者の健康寿命の延伸や生活の質の向上、社会参加を促進するにはロコモを早期に対策・予防することが大切になります。

② 通いの場の充実

地域において高齢者が身近に通える場等の拡充を図るとともに、通いの場に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や、場の機能の評価等、通いの場の効果分析方法を検討します。

また、地域と連携して通いの場等につなげていない高齢者を把握し、地域の活動につなげていく仕組みを検討するとともに、地域で介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組めます。

2 地域支援事業による介護予防の推進

(1) 一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

一般介護予防事業に関して、PDCAサイクルに沿って推進するとともに、リハビリテーション専門職の関与を促すなど、多職種及び他の事業との連携を強化していきます。

① 介護予防事業対象者把握事業

基本チェックリストも活用しながら、高齢者実態把握事業で把握に努めています。今後は、地域包括支援センターを中心に情報の収集に努めていきます。

② 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

一般介護予防事業として、各集会所で毎月2回開催している「いきいき健康教室」や、地域包括支援センターで、閉じこもりや認知症、うつ予防のために月1回開催している「コーラス」等の教室があります。次回の参加につながるよう実施しています。

多くの高齢者が介護予防の重要性を認識して、実践してもらえるように、メニューづくりと内容の充実にも努め、実参加者を拡大していくことを目標にします。

実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
いきいき体操 教室参加者	240人	274人	270人	248人	162人
コーラス	107人	102人	138人	216人	—

※コーラスは、令和元年度から健祥会の事業に移行

③ 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の実施による生活機能の維持・改善の成果を定期的に評価し、事業の実施方法等の改善につなげていきます。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

本村における介護予防の取組みを強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の参画を進めていきます。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

① 訪問型サービス

要支援者等に対し、身体介護や、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを平成 28 年度から実施しています。(平成 28 年度に介護予防給付から移行)

生活習慣の改善によって生活機能の維持・向上を図り、要介護状態になることを防ぐようサービス提供体制の確保に努めます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問型サービス	—	月平均 37 回 8 人	月平均 42 回 7 人	月平均 43 回 7 人	月平均 32 回 5 人

② 通所型サービス

要介護状態になるおそれがある対象者の方へ、短期間で集中的に機能訓練に取り組んでもらう介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを平成 28 年度から実施しています。(平成 28 年度に介護予防給付から移行)

窓口相談や訪問活動の中から必要な方を通所型サービスへ積極的につなげられるように努めます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
通所型サービス	—	月平均 288 回 55 人	月平均 220 回 45 人	月平均 213 回 43 人	月平均 234 回 45 人

③ その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、ひとり暮らし高齢者等への見守り等、厚生労働省令で規定するその他の生活支援サービスの提供を検討します。

④ 介護予防ケアマネジメント

要介護状態等となることを予防するため、自らの選択に基づき、介護予防事業、生活機能の改善が適切な事業等により図れるように支援するため、その人にあったプランを作成する事業です。

わかりにくい面もあるため、事業への参加奨励を含めて、日頃からの関わりと総合的な関わりづくりを進めていきます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護予防 ケアプラン支援	570 件	558 件	476 件	430 件	426 件

(3) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターによる総合相談支援事業

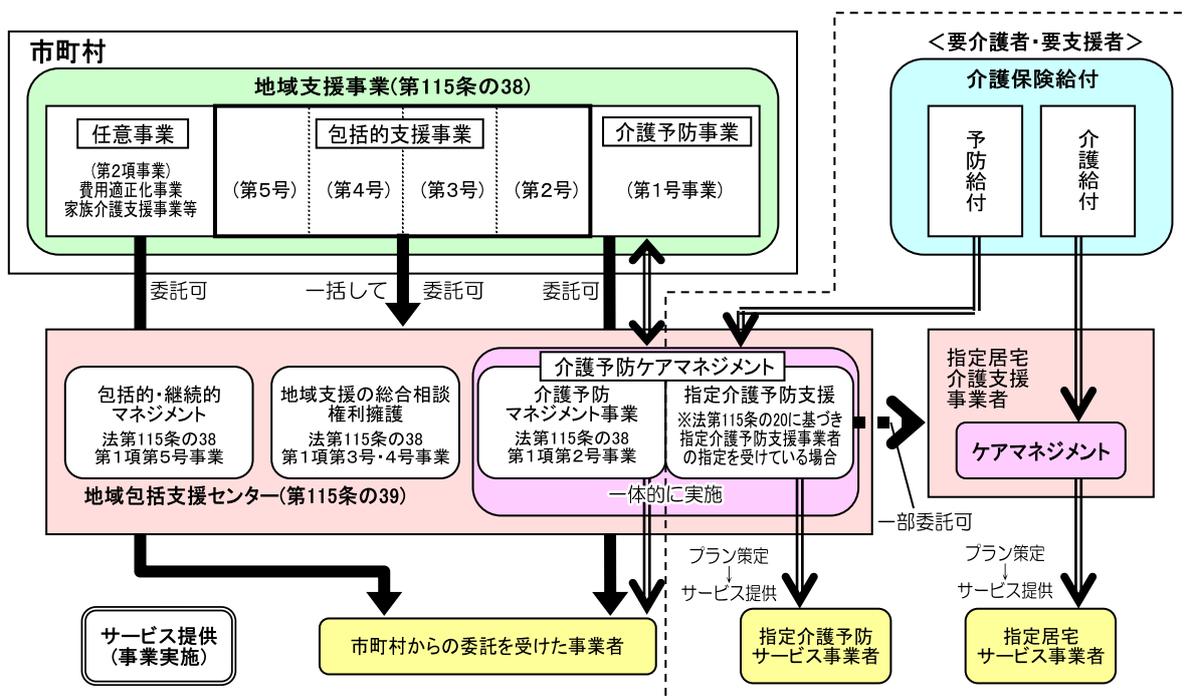
平成 18 年度に佐那河内村地域包括支援センターを設置し、さまざまな相談に対して的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断、適切な情報提供や支援を行っています。

その際、老老介護、育児と介護に同時に直面するダブルケア、介護離職の問題など介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるように、引き続き相談体制の充実を図ります。

今後も相談に対応できるように、地域や関係機関とのネットワークを強化していくとともに、地域包括支援センターの認知度を高める努力を継続していきます。

また権利擁護、虐待防止、サービスに関する苦情等の相談窓口にもなることから、相談体制の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークづくりをさらに進めていきます。

＜地域包括支援センターの業務・地域支援事業の概要＞



② 高齢者実態把握事業

特に地域から孤立している要配慮者のいる世帯や、介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯、介護予防・日常生活支援総合事業対象者等、支援が必要な世帯を把握して、効率的なサービス利用等につなげていきます。

③ 地域ケア会議の強化

困難ケースの検討や連絡・調整を図るために、これまでも月 1 回開催されてきた「地域ケア会議」について、包括的支援事業に位置づけることで、これまで以上に意義のある内容となるように充実を図っていきます。

④ 在宅医療・介護連携の推進

在宅療養・在宅ケア・在宅看取りを推進していくとともに、認知症への対応の強化を図るため、地域ケア会議を活用し医療や介護の多職種との連携を進めます。

また、互いの役割、仕事内容の理解を深めるため、医療・介護従事者等との連携の推進に努めます。

(4) 生活支援サービスの充実・強化

① 生活支援コーディネーターの配置

サービス需要の増加と利用者ニーズの多様化が今後進むことが予想されることから、住民の参加など多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要になってくると考えられます。

そのため、生活支援コーディネーターの配置を通じて、支援が必要な高齢者の情報収集を行うとともに、高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を図ります。

② 協議体の設置

多様な通いの場の確保や多様な生活支援内容を取り入れたサービス提供ができ、生活支援コーディネーターの確保や介護予防支援総合事業の円滑な運営を図るため、関係機関等と協議する場を設置し、取り組んでいきます。

(5) 任意事業

① 介護給付適正化事業

介護給付等の適正化を図るため、事業所への通知等介護給付等費用適正化事業を実施します。

② 家族介護支援

介護が必要な高齢者の介護をしている人を対象に、適切な介護知識・技術を習得するとともに、介護疲れの軽減等介護を側面的に支援する面もあることから引き続き実施し、教室開催の周知を図ります。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	17 人	16 人	15 人	2人	0人

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止

③ 成年後見制度等利用支援事業

村の申し立てに係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う事業です。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度や日常生活自立事業等についての周知を図るとともに、適切に相談や対応ができるように体制の確保に取り組めます。

(6) その他の地域支援事業

介護予防支援事業として、一般高齢者を対象にした公開講座を年 1～2 回開催しています。

今後も継続して実施するとともに、老人会の活動の中で認知症に関するビデオやパンフレットを活用した啓発活動を継続して実施していきます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	1 回	1 回	1回	1回	0回
参加者数	41 人	41 人	46人	33人	0人

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止

3 認知症施策の推進

(1) 普及啓発・本人発信支援

① 認知症に関する知識の普及・啓発

認知症に対する誤解や偏見をなくし、早期発見による治療を促進するために、認知症に関する理解を深め、地域全体で認知症の人や家族を支える環境ができるよう、広報紙や住民が集まる機会等を利用した知識の普及・啓発や、学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の促進を図ります。

② 認知症サポーターの養成

認知症サポーターは、日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、適切な対応をすることで、認知症の人や介護家族を見守り、応援する人です。

認知症に対する住民の偏見をなくし、地域全体で認知症の人や家族を支える環境づくりを進めるため、認知症サポーターの養成や活用について検討していきます。

また、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）の構築を検討します。

③ 認知症の人やその家族の視点の重視

認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深める施策を展開するほか、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の総合的な推進や認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めていきます。

④ 本人発信の場の拡大

認知症の本人同士で自身の希望や必要としていること等を語り合う「本人ミーティング」の取組みなど、発信の機会の拡大を図ります。

また、こうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。

(2) 認知症予防

① 地域での認知症予防活動の推進

認知症は早期に発見し治療に結び付ければ改善の可能性がある病気です。また、認知症の症状に気づいてはいても、家族で問題を抱え込み潜在化させていることも少なくありません。認知症を早期に発見し、治療に結び付けていくことや、認知症予防について地域で取組んでもらえるような支援を行っていきます。

② 通いの場を活用した認知症予防

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場として、認知症カフェ等の拡充を図ります。

③ 早期発見・早期対応の推進

認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障がいに関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにします。

また、身近な医療機関で受けられるもの忘れ検診の拡充や受診勧奨により、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 認知症等高齢者の地域支え合い活動の促進

認知症サポーターやボランティア等を活用するなど、地域で認知症の人や家族を支える活動（認知症カフェなど）への支援に取り組めます。

また、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる場として、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組みを推進します。

② 認知症に関する相談・対応の充実

認知症に関する悩みや問題を本人や介護者が抱え込むことのないよう、村や地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、居宅介護支援事業所など、各関係機関が連携しながら、認知症に関する相談・対応を行っていきます。

③ 認知症ケアパスの作成・運用

認知症と疑われる症状が発生したときや、認知症の人を支える場合に、誰が、いつ、どこで、何をしたらよいか、状態に応じた医療や介護などの提供の流れを示した認知症ケアパスの普及に努めます。

③ 社会参加支援

認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、農業、商品の製造・販売等に参画する取組みを促進します。

第6章 高齢者の力を活かす、高齢者を支える取組みの推進

1 地域での自立した暮らしを支援するサービスの推進

(1) 地域で自立した生活を支援するサービス

① 緊急通報装置の設置

在宅のひとり暮らし高齢者等に、緊急時に通報できる装置を貸与することにより、日常生活の不安を解消し、急病等の緊急時に迅速で適切な対応をとることを目的に実施しております。今後は、ひとり暮らしの高齢者に限らず、高齢者夫婦世帯が安心して地域で生活できる一つの手段として普及充実を図り、緊急時体制の強化に努めます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	35 人 (うち1人休止中)	31 人 (うち1人休止中)	30 人 (うち1人休止中)	31 人 (うち0人休止中)	31 人 (うち0人休止中)

② 栄養改善事業(健康料理教室)

栄養士が中心となって低栄養や疾病予防のための講義や実習を行う、健康料理教室を開催しています。毎月 1 回、農業振興センターで開催しています。高齢者が地域で自立した生活を送るという点から、食事は重要な要素であり、在宅で暮らす高齢者が広く利用できるように、今後も継続して実施します。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	110 人	101 人	56 人	79 人	90 人

③ 高齢者移動支援事業

自ら自動車の運転ができない高齢者等へのタクシーチケットの助成や、バス無料乗車証の交付を行うことで、生活行動範囲を拡大し、積極的な社会参加を促進し、生きがいある安定した生活を確保することを目的に実施しています。

今後も継続して実施するとともに、他の移動支援の方法を検証します。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
タクシーチケット 交付人数	120 人	137 人	158 人	171 人	175 人
バス無料乗車証 交付人数	149 人	164 人	184 人	186 人	185 人

④ ほのぼの介護手当

自宅で介護されている人に対して、ほのぼの介護手当を支給し、家族の精神的、身体的、経済的負担の軽減を図ります。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象世帯数	10 世帯	9 世帯	11 世帯	8 世帯	10 世帯

⑤ 家庭系ゴミ戸別収集事業

自動車の運転ができない等により、ゴミ出しが困難な人に対して、戸別にゴミを収集する事業を実施します。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象世帯数	—	—	11 世帯	14 世帯	17 世帯

(2) その他の福祉サービス

① 養護老人ホームへの入所措置

身体・精神上又は環境上の理由及び経済的理由で、居宅で生活することが困難な高齢者が養護老人ホームに入所する場合、適切な対応に努めます。

② 敬老会事業

毎年9月は敬老行事を行っており、金婚夫婦、ダイヤモンド婚夫婦、米寿のお祝い等をあわせて行っています。

また、村内に引き続き1年以上住所を有する75歳以上の高齢者には敬老年金(75歳以上80歳未満5,000円、80歳以上85歳未満7,000円、85歳以上1万円)を支給しています。

今後も、実施方法等を検討しながら、継続して実施します。

(3) 村社会福祉協議会の活動支援

村社会福祉協議会は地域福祉の担い手として、支援が必要な高齢者を支える取組みを推進しており、今後も連携・協力を深め、活動を支援します。

① ひとり暮らしふれあい昼食会(食事サービス事業)

ひとり暮らしの高齢者を対象に、村社会福祉協議会が食生活改善推進員の協力を得て、会食やレクリエーションを行っています。今後も連携を図りながら、普段交流の少ないひとり暮らしの高齢者との関わりを通じてふれあいの場を継続的に提供していきます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	445 人	469 人	445 人	453 人	368 人

② 配食サービス事業利用補助券

村社会福祉協議会では、虚弱高齢者及び要援護者等に、配食サービスの利用券を配布しています。今後も継続して実施します。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用回数	772 回	684 回	690 回	717 回	865 回

③ 高齢者家庭安全点検事業

村社会福祉協議会では、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らしの高齢者を対象に、家屋等の簡易な点検、補修を年 1 回行っています。ボランティア・民生児童委員の協力を得て実施しており、安否確認にもなっています。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用件数	9 件	7 件	9 件	2 件	6 件

④ 日常生活自立支援事業

高齢者・障がい者が、住んでいる地域で安心して暮らしていけるよう、支援しています。生活支援員については今後も同様の体制を想定しています。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活支援員数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
契約者件数	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件

⑤ 紙おむつ支援事業

平成 28 年度から、寝たきり高齢者等の清潔な状態の確保と、介護にあたり家族の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に紙おむつ支援事業として月 7,000 円の助成を実施しています。今後も継続して実施します。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	—	24 人	40 人	42 人	44 人

⑥ 熱中症計配布事業

平成 27 年度から、高齢者世帯の全世帯に対し、気温と湿度から熱中症指標値を測定し、危険性を段階的に知らせる熱中症計の配布事業を実施しています。

熱中症に対する注意を促し、熱中症の予防を喚起することにより生活支援を図ります。今後も継続して実施します。

⑦ 訪問理・美容サービス事業

美容院または美容院に出向くことが困難な在宅の人が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理・美容院の出張費の助成を実施します。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	1 人	1 人	2 人	0 人	1 人

2 高齢者の元気・やる気を伸ばす活動の推進

(1) 生涯学習・生きがい活動

① 老人クラブ活動

身近な地域で参加できる、文化伝承、郷土芸能の活動をはじめ、地域でのボランティア活動、多世代交流活動等に参加しており、地域のさまざまな活動の担い手にもなっています。

今後も地域で活躍していただけるように、活動内容の充実、加入者の増加、集会所の有効活用等活動場所の確保等、活動の活性化を図るための方策を検討し、連携をとりながら活動を支援します。

② 生涯学習活動

村社会福祉協議会が事務局となって、高齢者大学を開校しています。

また、村では、村教育委員会と連携し、高齢者が持つ技能や知識を、未来を担う子どもたちに伝え、高齢者と交流することにより長敬の念を持ってもらうべく、老人クラブの会員等の高齢者を講師とした「料理教室」や「昔の遊び道具づくり教室」等を実施し、また、「世代間交流ゲートボール大会」等の開催により世代間交流を推進しています。

何か関心を持ってさまざまな地域の活動に参加する高齢者はいきいきした存在であり、さらに活躍の場を広げて地域にも元気を分けてくれるはずです。

このため、学習活動にさらに多くの高齢者が参加し、意欲的な活動ができるように支援し、学習の成果ややる気を地域に活用する範囲が拡充できるように取組みます。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	110 人	110 人	106 人	108 人	104 人

③ スポーツ・レクリエーション活動

村では、地域の高齢者の交流の場として、また、健康の増進、教養の向上あるいはレクリエーション等の活動を行う場として、老人憩いの家とゲートボール場グラウンド等を整備しています。

高齢者にあった内容を検討しながら、保健事業や生涯学習活動等広い分野で啓発事業や活動の場・活動団体の支援等スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

④ 地元学でいきがいつくりの推進

佐那河内らしい地域コミュニティをさらに育てていくことが重要となっており、常会や講中等の住民組織を活かして、高齢者が地域に伝統やしきたりを伝えたり、地域や家族との関わりをもっていきいきと活躍し、社会参加が広がるむらづくりを進めます。地域福祉計画における地域の支えあい活動に活かしていき、地元学という地域コミュニティによるむらづくりに取り組めます。

(2) 社会参加の促進

① 働く場の確保

自立支援、介護予防・重度化防止、健康寿命の延伸を図る対策の一つとして、高齢者の就業促進が挙げられます。「生きがいを得るための就業」を目的としたシルバー人材センターでの活動は毎年安定的に実施されています。

今後は、働く意欲のある高齢者（会員）が自主的に運営に参加し、自立して運営される団体として、互いに協力し助け合いながら、広く仕事を分かちあってみんなで一緒に働ける活動を支援します。

実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	34 人	28 人	26 人	29 人	34 人
契約件数	235 件	225 件	193 件	215 件	232 件

② 交流機会の拡充

少子高齢化が進む中、高齢者が子や孫世代に伝えたり、ともに過ごすことは高齢者だけでなく多世代にも大切なことです。高齢者と多世代が交流したり、ともに活動できる場をさまざまな場面で拡充できるように努めます。

今後は、地域での活動を支援するとともに、高齢者が気軽に集まれる場の拡充を促進します。

小中学校の児童・生徒がひとり暮らしの方を対象に年賀状を送っています。

3 高齢者を支える環境づくりの推進

(1) 高齢者が安全に暮らせる環境づくりの促進

① バリアフリー化の促進

高齢者や障がい者の活動に配慮した公共施設や道路等の整備を、徳島県福祉のまちづくり条例に基づき、必要性・緊急性を踏まえてバリアフリー化を促進します。

② 災害対策の強化

災害に対する不安も増大しており、防災対策と日頃からの地域のつながりが重要です。佐那河内村地域防災計画に基づき、災害時に支援が必要な高齢者等の把握、防災訓練など災害対策に取り組めます。

③ 避難行動要支援者等に係る避難支援

地域の避難支援体制の構築を目的として、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備し、本人からの同意を得た場合には、避難支援等関係者への情報提供とともに、住民同士の交流を深めつつ、実効性のある個別避難支援計画の策定に努めます。

④ 災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策

災害危険箇所内に立地し、高齢者等が利用する要配慮者利用施設について、名称、所在地、伝達手段等を整備するとともに、災害発生時には着実に避難情報を要配慮者利用施設へ伝達することにより、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

⑤ 福祉避難所の充実

高齢者等の要配慮者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備に努めます。

⑥ 感染症対策の促進

新型コロナウイルス（COVID-19）など新たな感染症の流行・拡大を防止するため、「新しい生活様式」の実践に関する周知・啓発を実施します。

また、介護事業所等を運営する事業者に対して、施設内の感染症対策の徹底に関する周知・啓発に取り組めます。

(2) 地域の見守り活動の推進

孤独感の解消、事故防止のためのネットワーク、災害時支援ネットワーク、相談体制・情報提供体制のネットワーク化、地域の関係団体との連携、民間活動の促進等、村社会福祉協議会、ボランティア団体、民間事業所、老人クラブ、婦人会等との連携を強化して、高齢者を支えるネットワークづくりをさらに進めていく必要があります。

老人クラブ会員によるひとり暮らしの高齢者の安否確認、健康づくりの会（食生活改善推進員）による会食サービス、民生委員児童委員による施設訪問、地域資源（郵便局・新聞販売店等）の協力、個人的な奉仕活動等さまざまな活動が展開されています。

保健分野では、食生活改善推進員等が健康診査受診の奨励、栄養思想の普及等地域住民の健康づくりに取り組んでいます。

今後、これらの活動のネットワーク化を図り、それぞれの地域に即した効率的なサービスの提供を行うとともに、住民総参加による地域福祉社会づくりを推進します。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

これまでの地域支え合い体制を基本に、国の示す地域包括ケアシステムの視点を取り入れて、地域包括ケア体制づくりに向けて役場・地域包括支援センター・地域が連携して取り組んでいけるように協議しながら進めます。医療との連携が必要なケースの増加が想定されることから、診療所や近隣の医療機関との連携に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業については、村で実施している一般福祉サービスで実施する事業と対象者等の整理などに配慮しながら、当面は現行どおりの実施方法で推進します。

多様な住まいの確保については、今後は高齢者だけの世帯が増加しており、高齢期に安心して住み続けられる多様な住まいの確保について調査・研究します。高齢者向けのサービス付住宅等については情報収集に努めます。

また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあることから、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施することが必要となっています。

人生 100 年時代を見据え高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健康診査等のデータ分析による地域及び高齢者の健康課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行う、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

第7章 サービス・事業量の見込みと給付費の推計

1 介護保険サービス量の見込み

第8期計画期間における介護保険サービス量（1か月あたり平均利用人数・利用回数）の見込みは、以下の表の通りです。介護予防サービスと介護サービスの2つに分けて算出しています。

(1) 介護予防サービス量の見込み

(単位：人/回)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1) 居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	120.7	120.7	120.7
		人数	8	8	8
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	88.5	106.7	122.0
		人数	11	13	15
	介護予防居宅療養管理指導	人数	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	人数	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	日数	9.5	9.5	9.5
		人数	1	1	1
	介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	0.0	0.0	0.0	
特定介護予防福祉用具購入費	人数	0	0	0	
介護予防住宅改修	人数	13	13	13	
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	
(2) 地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	
(3) 介護予防支援	人数	29	31	33	

※厚生労働省「見える化システム」による推計値（以下同じ）

(2) 介護サービス量の見込み

(単位：人/回)

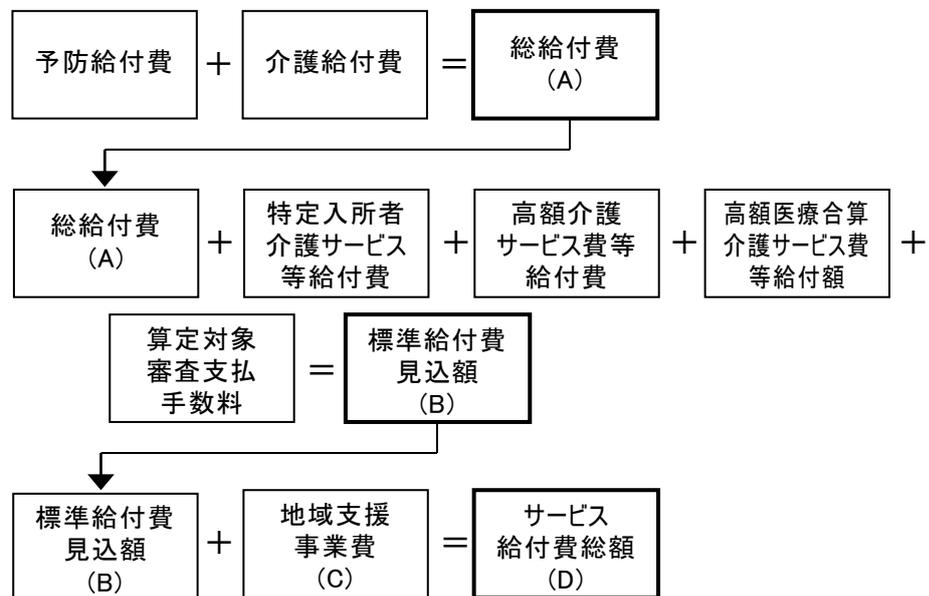
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1) 居宅サービス	訪問介護	回数	123.3	123.3	123.3
		人数	12	12	12
	訪問入浴介護	回数	6.0	6.0	6.0
		人数	2	2	2
	訪問看護	回数	84.6	84.6	84.6
		人数	7	7	8
	訪問リハビリテーション	回数	35.8	35.8	35.8
		人数	3	3	3
	居宅療養管理指導	人数	5	5	5
	通所介護	回数	439.9	439.9	451.5
		人数	44	44	45
	通所リハビリテーション	回数	111.1	118.5	145.6
		人数	11	13	14
	短期入所生活介護	日数	228.3	228.3	228.3
		人数	12	12	12
	短期入所療養介護（老健）	日数	16.6	16.6	16.6
人数		1	1	1	
短期入所療養介護（病院等）	日数	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	
福祉用具貸与	人数	0.0	0.0	0.0	
特定福祉用具購入費	人数	0	0	0	
住宅改修費	人数	29	29	30	
特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	人数	0.0	0.0	0.0
	認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	
地域密着型通所介護	回数	0	0	0	
	人数	0	0	0	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	人数	42	43	43
	介護老人保健施設	人数	10	10	10
	介護医療院	人数	0	0	0
	介護療養型医療施設	人数	5	5	5
(4) 居宅介護支援	人数	66	66	66	

2 介護保険給付費等の見込み

介護保険サービスの給付費総額は、介護報酬の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算したうえで、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費等を加算して算出されます。

以下の数式で算出した第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）のサービス給付費総額は 1,037,298 千円（3か年分）となります。

<介護保険サービス給付費総額の算出フロー>



(1) 予防給付費

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	3,809	3,811	3,811
	介護予防訪問リハビリテーション	3,498	4,231	4,832
	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	664	664	664
	介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	0	0	0
	特定介護予防福祉用具購入費	420	420	420
	介護予防住宅改修	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,032	1,032	1,032
(2)地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援		1,547	1,654	1,761
小計 I		10,970	11,812	12,520

(2) 介護給付費

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	5,014	5,017	5,017
	訪問入浴介護	914	915	915
	訪問看護	3,091	3,092	3,092
	訪問リハビリテーション	1,263	1,264	1,264
	居宅療養管理指導	417	417	417
	通所介護	34,916	34,936	35,984
	通所リハビリテーション	9,747	10,825	14,144
	短期入所生活介護	21,387	21,399	21,399
	短期入所療養介護（老健）	2,953	2,955	2,955
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
	福祉用具貸与	0	0	0
	特定福祉用具購入費	3,541	3,541	3,716
	住宅改修費	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	674	674	674
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	0	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	124,674	127,559	127,559
	介護老人保健施設	32,682	32,701	32,701
	介護医療院	0	0	0
	介護療養型医療施設	25,477	25,492	25,492
(4) 居宅介護支援	10,785	10,791	10,818	
小計Ⅱ		277,535	281,578	286,147
総給付費（小計Ⅰ＋小計Ⅱ）		288,505	293,390	298,667

(3) 標準給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費（小計Ⅰ＋小計Ⅱ）※	288,505	293,390	298,667
特定入所者介護サービス費等給付額	19,476	18,359	18,448
高額介護サービス費等給付額	8,364	8,376	8,417
高額医療合算介護サービス費等給付額	857	862	866
算定対象審査支払手数料	335	337	338
合計（標準給付費見込額）	317,538	321,323	326,737

※一定以上所得者負担の調整後の値

(4) 地域支援事業費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	16,002	16,002	16,002
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	6,500	6,500	6,500
包括的支援事業（社会保障充実分）	1,398	1,398	1,398
合計（地域支援事業費見込額）	23,900	23,900	23,900

(5) サービス給付費総額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費	317,538	321,323	326,737
地域支援事業費	23,900	23,900	23,900
合計（サービス給付費総額見込額）	341,438	345,223	350,637

3 第1号被保険者介護保険料の設定

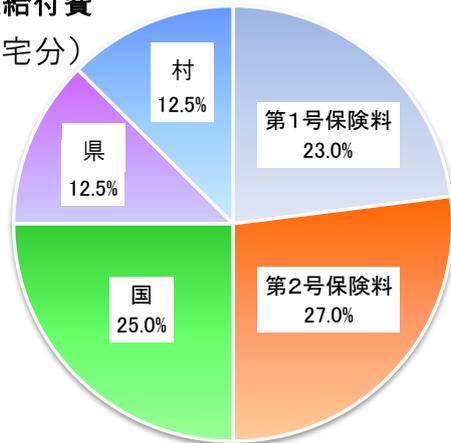
第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の各所得段階別の介護保険料は、以下の通り見込みます。

(1) 介護保険財源の負担割合

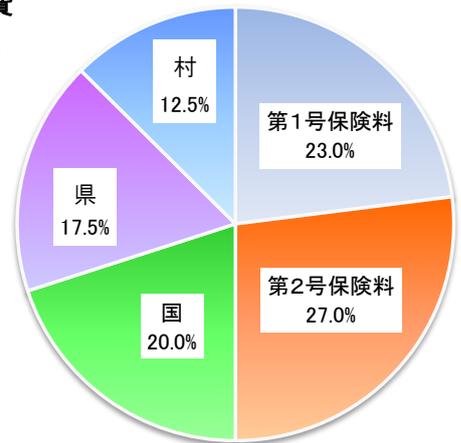
介護保険給付費等に係る費用負担については、40歳以上の方が納める保険料で50%、国・県・村の公費で50%を負担します。また、保険料割合50%のうち、本計画期間の第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は23%、第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）の負担割合は27%となっています。

このほか、高齢化や住民の所得の状況によって交付される調整交付金があります。

介護給付費
(居宅分)

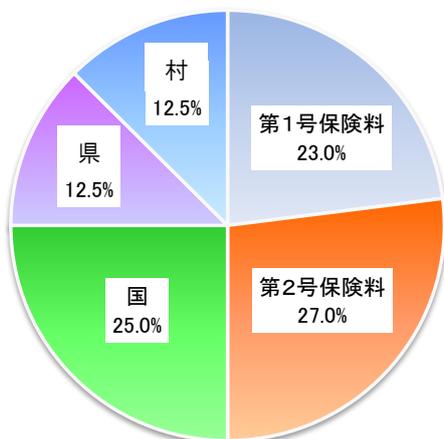


介護給付費
(施設分)



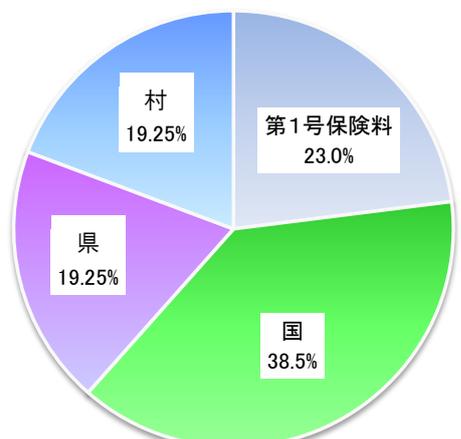
地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費

(包括的支援事業・任意事業分)



(2) 介護保険料の設定

介護保険料は、保険料基準額に本人及び世帯の課税状況などにより区分された所得段階別の負担割合を乗じて決定されます。

第8期計画期間における国の標準段階は、第7期計画期間と同様の9段階となりましたが、保険料段階の区分について、第7段階と第8段階の区分が200万円から210万円に、第8段階と第9段階の区分が300万円から320万円に変更されています。また、第1段階・第2段階・第3段階の負担割合は、それぞれ0.45、0.75、0.75から0.3、0.5、0.7へと変更されています。

それにもとづき、本村の第8期保険料基準額67,200円（月額5,600円）から、各段階の保険料を算出したものが、次の表になります。

<第1号被保険者の介護保険料の見込み>

区 分	対 象	負担割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給されている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入額等が80万円以下の方	0.30	1,680	20,160
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入額等が80万円超120万円以下の方	0.50	2,800	33,600
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入額等が120万円超の方	0.70	3,920	47,040
第4段階	本人が住民税非課税で、本人年金収入額等が80万円以下の方	0.90	5,040	60,480
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で、本人年金収入額等が80万円超の方	1.00	5,600	67,200
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,720	80,640
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,280	87,360
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,400	100,800
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	1.70	9,520	114,240

※月額保険料は、厚生労働省「見える化システム」による推計値で、これを12倍し、端数を切り捨てたものを年額保険料とします。

※所得段階別人口構成比は、3年間変わらないものと仮定して推計を行っています。

※保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なります。

第8章 推進体制

1 連携・協力の確保

本計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内相互はもとより、国、県、関係機関並びに住民、事業所、ボランティアなどと緊密な連携・協働のもと、効果的・効率的かつ確実な取組を推進していきます。

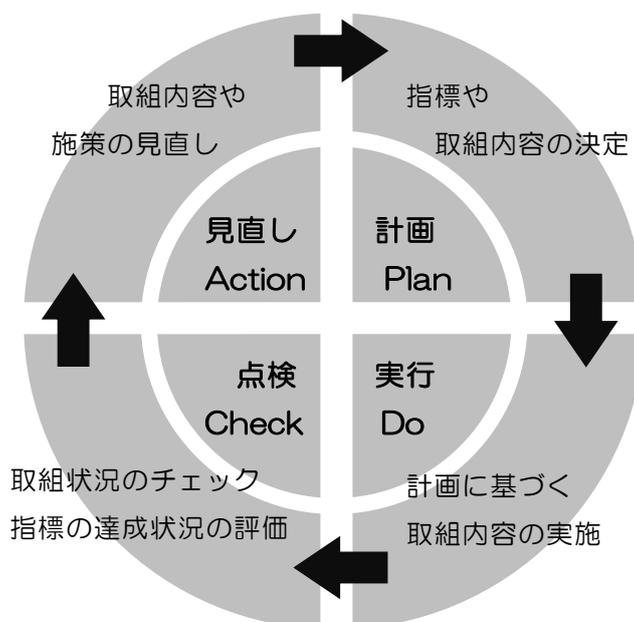
2 計画の評価・管理

高齢者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA[※]）の観点から、本計画の推進にあたっては、毎年、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していく推進体制が不可欠となります。

以下の図のイメージに従い、進捗管理や評価を行い、計画を推進していくとともに、広く住民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、広報紙やホームページ等を通じて周知を行います。

※ PDCA：

Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。



佐那河内村
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

令和3年3月

〒771-4195
徳島県名東郡佐那河内村下字中辺 71 番地 1
佐那河内村健康福祉課

TEL 088-679-2971
FAX 088-679-2125